高等学校等就学支援金（令和５年７月申請）の提出書類について

◇就学支援金（令和５年７月申請）をご申請の方へ

就学支援金制度（授業料を無償化する制度）はマイナンバー制度を活用しています。

７月の申請について、下記の書類を提出して頂く必要がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、前回申請時に提出いただきました書類及び審査結果により、申請者ごとに７月の申請に必要な書類が異なりますのでご注意ください。申請に必要な書類は次のとおりとなります。

◇前回のご申請時に生活保護受給証明書を提出された方

令和５年７月１日現在、生活保護受給世帯の方

提出書類一覧

- **継続にあたっての確認票** →(6 月 28 日(水)までにご提出)
- **生活保護受給証明書（７月１日以降に発行されたもの）** →(7 月 14 日(金)までにご提出)

注意！

生活保護受給証明書は、**７月１日以降に発行されたもの**が必要です。
７月１日以前に発行された生活保護受給証明書を提出された場合、
再提出を求めますのでご注意ください。

令和５年７月１日現在、生活保護受給世帯ではなくなった方

提出書類一覧

- **継続にあたっての確認票**
- **マイナンバーカード等の写し** → **２点とも６月２８日（水）までに提出**

◇これまでに一度も就学支援金の申請をしていらっしゃらない方
また、前回の支援金の認定が不申請だった方

○申請をされる場合は、**高等学校等就学支援金申請書（受給資格認定申請書）**及び
マイナンバーカード等の写しの提出が必要です。 → ６月２８日（水）までに提出

ご不明な点がございましたら、お通いの学校事務室、もしくは教育庁までお問い合わせください。

大阪府立りんくう翔南高等学校　事務室
TEL　072-483-4474

＜本件連絡先＞
教育庁　施設財務課　歳入グループ
TEL　06-6941-0351（代表）
※内線 6913 もしくは 6914 をご指定ください